

## 「沼田市犯罪被害者等支援条例」の概要

### ※条例制定の趣旨

「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等支援に関する施策の策定・実施が規定されており、全国的に条例制定の動きが広がっています。

市民の生命、身体及び財産の安全は、市民生活の基礎であり、誰もが安心して暮らせる社会の実現は、全ての市民の願いです。

しかし、多くの方々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっています。犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、SNS等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっています。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して暮らすことが出来るようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添った支援を途切れなく提供するとともに、市民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要です。

そのため、犯罪被害者等に寄り添う社会を目指し、「沼田市犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

### ※条例の主な内容

#### 1 市、市民、事業者の責務の明確化

犯罪被害者等支援に対する、市や市民、事業者の責務を明確にし、それぞれの立場で犯罪被害者等への支援に努めます。

#### 2 経済的負担の軽減・日常生活の支援・居住の安定など

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため支援金を支給するほか、日常生活を営むことができるよう必要な支援を行います。また、犯罪等により今までの住居に居住することが困難になった人に対して、一時的な住居の提供等の支援を行います。

#### 3 広報・啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害を防止することの重要性について、市民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。

#### 4 民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行います。